

# 平成24年度 埼玉県清掃行政研究協議会調査研究事業アンケート

団体名	担当者	連絡先(電話番号)

廃棄物の処理について当該の業務を扱っていない場合にはこの項目に回答する必要はありません。

## I 処理困難物の取り扱いについて

市町村および一部事務組合は、一般廃棄物の適正な処理についての責務を負っていますが、爆発性、可燃性があるものや、破碎が困難であるものなどについては、処理困難物に指定して、収集や受け入れをせず、排出者自身でそれを購入した販売店や処分業者に処理を依頼するように指導している場合が多くなっています。また、自治体が収集していたり、搬入を受け入れていたりする場合、通常の廃棄物より処理・処分に費用がかかることから、品目別に処理手数料を徴収している場合もあります。こうした背景のもと、本調査では、県内の自治体における処理困難物への対応の現状についてお尋ねいたします。

1 市町村長または管理者等が処理困難物を指定し、その処理について事業者に対し指示又は協議をうながす旨を規定した条例・規則・要綱等がありますか。

回答  (左のセルをクリックして選択)

①あると回答した場合、その条例・規則・要綱等の名称は何ですか。

名称   
名称

②あると回答した場合、実際に指定されている処理困難物がありますか。また、その品目は何ですか。

回答  (左のセルをクリックして選択)

↓ 指定した品目がある場合、その名称

品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>
品目の名称	<input type="text"/>

2 次の表にお答えください

問	A 受け入れの有無 (セルをクリックして選択し てください。)	A-1-1 設問Aで、①または②と回 答した場合、市による収集 も行っていただけますか (セルをクリックして選択してく ださい。)	A-1-2 設問Aで、②と回答した 場合、その条件は何で すか	A-2 受け入れてい ない場合、そ の根拠は何 ですか	A-3 受け入れていない場合の市 民への対応はどうしていま すか (下記を選択肢から選んでくだ さい)《複数回答可》	B 処理手数料を設定し ている場合は、手数 料額をご記入くださ い。	B-1 手数料の導入時期 (西暦で年月を6桁で記 入)	B-2 手数料の徴収方法 (下記を選択肢から選んで ください) 《複数回答可》
選択肢・記入例	<選択肢> ①受け入れている ②条件付きで受け入れて いる ③受け入れていない	<選択肢> ①収集は行っていない ②収集を実施(無料) ③収集を実施(有料) ④その他(具体的に: )	<記入例> ・家庭から発生したものの み受け入れる。 ・一回につき2個以内に眼 る	<記入例> ○○○○○○ 要綱	<選択肢> ①処理能力がある業者を紹介 ②相談できる機関等を紹介 ③販売店等への相談を促す ④その他(具体的に: )	<記入例> ○○円/kg	<記入例> 199010 (1990年10月導入の場合) 200204 (2002年4月導入の場合)	<選択肢> ①窓口等で直接支払う ②シール等を販売 ③その他(具体的に: )
バイク								
タイヤ								
バッテリー								
火薬								
農薬								
苛性ソーダ								
耐火金庫								
材木								
廃油								
ガソリン								
砂、土のう、石、土								
コンクリート								
エアコン・冷蔵庫								
足踏ミシン、								
オイルヒーター								
臼(石製・木製)、火鉢、								
エンジン機械(芝刈機等)								
オイル缶(残油のあるもの)								
缶詰、ピアノ								
フロングス入り除湿機・冷風機								
量								
電動介護用ベッド、電動車椅								
流し台、浴槽(ステンレス製・ホー								
製)、マッパングチェア、物置								
消火器								
スリッパ・マットレス								
ガスボンベ								
注射針等								

3 以下のものを受け入れている場合の処理方法。

3-1 フロンガス入り機器(該当項目にチェック。複数回答可)

- 自前でフロンガスを回収して処分する
- 専門業者に委託して処理
- その他 具体的内容 : ( )

3-2 苛性ソーダ(該当項目にチェック。複数回答可)

- 自前で無害化して処理
- 専門業者に委託して処理
- その他 具体的内容 : ( )

3-3 スプリングマット(該当項目にチェック。複数回答可)

- 破砕機を使って解体処分する
- マットレス用の解体機と手作業を併用して解体し処分する
- 手作業で解体して処分する
- 専門業者に委託して処理
- その他 具体的内容 : ( )

4 手数料について(手数料を徴収していると回答した市町村・一部事務組合にお尋ねします)

4-1 上記の手数料を導入した効果についてどう思いますか(該当項目にチェック。複数回答可)

- 実際にかかる処理費用を排出者が負担するので公平性が保たれる
- 排出量が減少する
- 効果がない・わからない
- 不法投棄が増える
- その他 具体的内容 : ( )

4-2 手数料の導入の経緯及び目的について、ご記入ください。

4-3 手数料単価の算定根拠はどのようなものですか、ご記入ください。

4-4 手数料の改定についてお聞かせください。

- 改定の予定がある (具体的な予定 )
- 改定の予定はない
- 改定の時期はわからないが検討している

## II 剪定枝のリサイクルについて

生ごみなどを含む有機系廃棄物のうち、剪定枝については悪臭が発生しにくく、比較的リサイクルに取り組みやすいものであるため、県内でも複数の自治体が、剪定枝のリサイクルを実施しています。

本調査では、県内での剪定枝リサイクルの実情を把握し、既に取り組んでいる自治体については、その効果、課題を把握し、今後導入を検討する自治体の判断に資することを目的としておたずねします。

### 1 剪定枝をリサイクルしていますか

回答  →リサイクルをしている団体は、問2～問6をご回答ください。  
(上のセルをクリックして選択) →リサイクルをしていない団体は、問7以降をご回答ください。

### 2 リサイクルはいつから始めましたか。開始時期をお答えください。

開始年月日   
例 2005年4月1日 → 20050401

### 3 リサイクル方法ごとの処理実績をご記入ください。

また、設備の概要についての資料がございましたら、差し支えない範囲でご提供ください。

	平成23年度実績(t)
①堆肥化 燃料化	<input type="text"/>
②チップ化(燃料化を除く)	<input type="text"/>
③その他(内容: )	<input type="text"/>

#### 3-1 設問3の施設は自治体の施設ですか。

回答  (左のセルをクリックして選択)

#### 3-2 設問3-1で①自治体の施設と回答した場合、導入経費はいくらでしたか。わかる範囲で教えてください。

回答  円

#### 3-3 設問3-1で②事業者の施設と回答した場合、処理の委託費用はいくらですか。

回答  円(平成23年度)

### 4 リサイクルしている場合、剪定枝の処理手数料はいくらですか。

回答(家庭系)  円/トン(換算)  
回答(事業系)  円/トン(換算)

### 5 剪定枝のリサイクルを進めることによるメリット・効果は何ですか。

### 6 剪定枝のリサイクルを進めることにもなう課題・問題点は何ですか。

7 剪定枝のリサイクルを行っていない場合、今後、剪定枝のリサイクルを行っていきたいと考えますか。  
(該当項目にチェック)

- 導入に向けて検討している
- 導入したいと思っている
- 導入の必要はないと思っている
- わからない

8 剪定枝のリサイクルを導入する場合、懸念される事項はどのようなものがありますか。  
(該当項目にチェック。複数回答可)

- リサイクルをした肥料等の製品の販路・活用先
- 費用対効果
- 十分な剪定枝の確保
- 悪臭等による周辺住民への迷惑
- その他 (具体的に )

### Ⅲ 入居型老人福祉施設から排出される廃棄物の取り扱いについて

一般廃棄物の処理責任は、家庭ごみであれば市町村が収集することが原則ですが、事業系ごみについては、その廃棄物を排出した事業者が自らの責任で処理することが原則です。

しかし、入居型老人福祉施設に居住する入居者が、個人的に持ち込んだものが廃棄物となった場合には、家庭ごみにも事業系ごみにも解されるため、市町村によって、取り扱いが異なっていると考えられます。そこで、県内自治体の対応についてお尋ねします。

1 入居型老人福祉施設からでるごみを家庭ごみとして収集しているですか

回答  (左のセルをクリックして選択)

2 入居型老人福祉施設の入居者が個人的に持ち込んだシルバーカートや衣装ケースなどは、家庭系ごみだと考えますか、事業系ごみだと考えますか。また、その理由は何ですか。

回答  (左のセルをクリックして選択)

理由

3 入居型老人福祉施設に居住する入居者が、個人的に持ち込んだシルバーカートや衣装ケースなどの取り扱いについて定める、条例、要綱、規則等がありますか。

回答  (左のセルをクリックして選択)

3-1 設問3で①あると回答した場合、条例、要綱、規則等の名称は何ですか。また、その内容はどのようなものですか。

名称

内容

4 入居型老人福祉施設から排出されるシルバーカートや衣装ケースなどは実務上、どのように取り扱っていますか。

すべて事業系ごみとして排出するように指導している

家庭系ごみとして収集している

それぞれのケースによって判断している

その他 具体的内 ( )

4-1 設問4で「家庭系ごみとして収集している」または、「それぞれのケースによって判断している」と回答した場合、その理由、判断基準等は何ですか。

理由・判断基準

し尿等の収集運搬を扱っていない場合にはこの項目に回答する必要はありません。

#### IV 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（第3条）にかかる計画策定状況等について

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年、以下「合特法」という）は、下水道の整備がし尿処理業者に与える影響を緩和し、経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を盛り込んだ「合理化事業計画」を市町村が策定できるとしています。

こうした中で、県内における合特法に基づく合理化事業計画の策定状況を把握し、会員自治体の参考とすることを目的としてお尋ねします。

1 安定的なし尿収集のための計画はありますか。（該当項目にチェック。複数回答可）

- ①「合特法」第3条に基づく計画がある
- ②「合特法」第3条に基づく計画はないが独自の計画・指針等を定めて取り組みをしている
- ③計画・指針等はないが、安定的なし尿収集のための取り組みをしている
- ④「合特法」第3条に基づく計画があったが適用を終了した
- ⑤取り組みをしていない
- ⑥その他 具体的内容：（ ）

2（上記の設問①～④と回答した場合）し尿等の収集事業の安定的な実施のために、し尿の収集等を行っている事業者やその従業員のために行っている施策を次の中からいくつでも○をつけてください。「合特法」第3条に基づく計画に含まれている施策は◎をつけてください。

実施状況 (下のセルをクリックして選択)	施策
<input type="checkbox"/>	し尿の収集等以外の事業に転換するために支援する
<input type="checkbox"/>	廃棄した運搬車や機械の取得費用の一部を交付金として支給する
<input type="checkbox"/>	転職のための職業訓練や就職のあっせんを行う
<input type="checkbox"/>	その他(具体的に )

※「合特法」第3条に基づく計画や独自の計画・要綱等がございましたら、差し支えない範囲でご提供ください。

3 設問1で「④「合特法」第3条に基づく計画があったが適用を終了した」と回答した場合、以下の質問にお答えください。

3-1 計画名とその計画が策定された時期及び適用が終了した時期をお答えください。

計画名

策定時期  ~   
(適用開始年月日) (適用終了年月日)  
例 2005年4月1日 → 20050401 例 2010年3月31日 → 20100331

※当時の計画や、適用を終了したときの資料などがございましたら、差し支えない範囲でご提供ください。

3-2 計画の適用を終了した理由をお答えください。

理由

ご協力ありがとうございました。





埼玉県清掃行政研究協議会

協議会事務局（川口市環境部廃棄物対策課内）

〒332-0001 埼玉県川口市朝日4-21-33

電話：048-228-5370

FAX：048-228-5322

E-mail：090.03000@city.kawaguchi.lg.jp

URL：http://saiseiken.jp/



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用  
この報告書は（表紙を除く）、  
古紙パルプ配合率100%の  
再生紙を使用しています。